

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

平成26年9月

静岡県藤枝市

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想 目次

第1.	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	藤枝市の概要	1
	(1) 位置、気象条件、農地の条件	
	(2) 農業生産	
	(3) 土地利用計画	
2	藤枝市の農業構造	2
	(1) 過去からの変遷	
	(2) 他産業との関連	
	(3) 将来予測	
3.	藤枝市における今後の農業の基本的な方向	2
	(1) 農業振興の基本的な考え方	
	(2) 解決すべき基本的な課題	
4.	農業経営の目標	4
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成	
	(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	
5.	農業経営基盤強化のための方策	5
	(1) 連携及び指導の体制	
	(2) 効率的かつ安定的な農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等が 利用する農用地の面的集積についての方法	
	(3) 先進的な経営体の方向	
	(4) 先進的な経営体と周辺農家の位置と扱い	
	(5) 認定農業者制度の活用方法	
第2.	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3.	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
第4.	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	13
第5.	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1	利用権設定等促進事業に関する事項	14
	(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
	(2) 利用権の設定等の内容	
	(3) 開発を伴う場合の措置	
	(4) 農用地利用集積計画の作成時期	
	(5) 要請及び申出	
	(6) 農用地利用集積計画の作成	
	(7) 農用地利用集積計画の内容	
	(8) 同意	

(9) 公告	
(10)公告の効果	
(11)利用権の設定等を受けた者の責務	
(12)紛争の処理	
(13)農用地利用集積計画の取消し等	
2. 農地中間管理機構が行う事業に関する事項	19
3. 農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	19
4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	
(2) 区域の基準	
(3) 農用地利用改善事業の内容	
(4) 農用地利用規程の内容	
(5) 農用地利用規程の認定	
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	
5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う	
農作業の実施の促進に関する事項	22
(1) 農作業の受委託の促進	
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	
6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	22
7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	22
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	
(2) 推進体制等	
8. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	23
第6. 農地利用集積円滑化事業に関する事項	23
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	23
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	24
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	24
(1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容	
(2) 農地利用集積円滑化事業規定の承認	
(3) 農地利用集積円滑化事業規定の取消し等	
(4) 本市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規定を定めるものとする。	
(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方	
(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方	
(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準	
(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項	
(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項	
(10)農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携	

第7. その他	27
別紙1	28
別紙2	29
農用地の利用に占める面積のシェアの目標 算出基礎	32
年間農業所得目標及び年間総労働時間の考え方	35
青年等が目標とすべき所得及び総労働時間の水準の算出基礎	36

第1. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 藤枝市の概要

(1) 位置、気象条件、農地の条件

本市は静岡県のおぼ中央に広がる志太平野の東部に位置し、静岡市から西へ 20 k m 地点にある。市域の広がりには東西 16 k m、南北 22 k m、面積は 194.03 k m²を有している。

気候は温暖であり、気温は年平均 17℃前後で 2 月でも平均気温は 5℃前後としのぎやすい。年間降水量は 2,000 mm 前後で 6 月から 8 月に降水量が多く、1 月前後は降水量が少ない。降雪は北部山間地に稀に見られる程度であり、年間を通して日照時間も比較的多く、作物の生育に適している地域である。

地形は南北に長い菱形で、北から山間・丘陵・平坦の三地域に区分でき、瀬戸川と朝比奈川が縦断している。北部を中心とした山間部は赤石山系の南陵に連なり、主峰高根山(標高 856m)を中心に急峻な山々が肩を並べ、その大部分は森林であり、南東の高草山(標高 501m)に向けて山あい茶園が開けている。これに続く丘陵地は標高 300m 前後の山が広がり、傾斜地の山腹に階段状の畑が造成され、みかん・茶・たけのこ等が栽培されている。また、南部を中心とした平野部は、肥沃ないわゆる志太平野で形成され、水稲の作付けを中心に、イチゴ・トマトなどの施設野菜及びバラ・キクなどの施設花きの生産が行われている。

(2) 農業生産

農業算出額は、平成 18 年に 859 千万円でその 44%強を茶が占め、その他、米、ミカン、野菜、花き、畜産など、それぞれの地域の特色を生かした多様な農業が展開されている。中でも茶、ミカンは本市の農業の特産品として広くその名を高めてきたが、茶については、生産地が北部の山間地域に偏っていることや生産者の高齢化など地形的要因と農業構造上の課題を抱え、また、近年の茶の消費の減少が茶全体の価格を低迷させ慢性化させる要因となり生産者の規模拡大を困難にしている。こうした背景から一方では茶専業農家から冬場の水田を利用したレタス栽培やまたは野菜や花きの施設栽培に取り組むなど、茶を主体とした複合経営への移行が進んでいる。みかんは国内の産地間競争の影響もあり生産過剰の傾向が強く、市場価格の低迷や需要の頭打ち、生産者の高齢化などにより栽培面積が減少しているが、優良品を生産するためのマルチ栽培など新技術の導入などが図られている。

(3) 土地利用計画

土地は貴重な資源であり、市民生活や生産活動を形成するうえでの共通の基盤でもある。土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、長期的な展望と広域的な見地から本市の将来像である「ひと・まち・自然が美しく夢と活力あふれる文化の都市」の実現のため第3次国土利用計画藤枝市計画に示す土地利用の基本方針に基づき、総合的にかつ計画的に土地利用を行うものとする。

農用地においては、生産性の高い農業と地域ごとに特色のある農業を展開するために、藤枝市農業振興地域整備計画等の推進により、農用地の集団性を高め、農用地区域を中心とした優良農用地の確保、保全に努める。また、農業生産基盤の整備を促進するほか、農用地流動化や農作業受委託の促進により、営農の集団化や担い手の経営規模の拡大を進め、農用地の効率的かつ有効的な利用を推進する。

また、農用地は農産物の生産活動の場としての機能だけではなく、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能が発揮されている。近年、豊かな自然、やすらぎ、美しい景観等の地域固有の魅力が人々に認識され、そうした空間を保全する関心が高まっており、農用地の持つ多様な機能に配慮した土地利用を展開

する必要がある。

2 藤枝市の農業構造

(1) 過去からの変遷

本市は政令指定都市である静岡市に近いことから、昭和 30 年代後半から大規模工場の進出、昭和 40 年代に始まった宅地開発によって著しく都市化が進み、農地以外の土地利用の需要が多かったことで農地は減少をしてきた。農家においては、農業以外の産業への就業の機会に恵まれていたこと、社会経済の急激な進展により農業外部からの労働力の需要が高かったこと、第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業との所得格差が大きかったことなどが要因となり兼業化にますます拍車がかかった。このことによりとりわけ専業農家が著しく減少した。

近年では専業農家、兼業農家を問わず農業従事者の高齢化と後継者不足により、今後さらに農業就業者数が激減することが懸念され深刻な問題となっている。

(2) 他産業との関連

茶では、農協、地域茶商と一体となった産地形成が行われており、また、有機農産物生産農家が流通組織と提携し、都市消費者への販売を行っている。

近年では、従来の市場主体の販売から卸会社また、食品小売会社や食品加工会社へ直接販売を行う契約栽培が増えつつある。

また製薬会社との間で薬用農産物を契約栽培し、新たな市の特産物として振興している。

(3) 将来予測

農業の担い手問題は年を経ることに深刻化している。平成17年の農業就業者は4,066人であり、うち60歳以上の人が74%を占め高齢化は顕著であり、担い手の育成・確保は緊急の課題である。同じく担い手の減少に比例して農地の遊休化や荒廃が急速に進行することが予想される。

農家は一般的に農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家や規模縮小農家から規模拡大をめざす農家への農地の流動化は顕著な進展を見ないままに推移してきたが、近年、水田においては兼業農家の高齢化や世代交代また、流動化の掘り起こし活動の推進等により、徐々に農地の流動化が進みつつある。今後もこの傾向がさらに進むと思われる。しかし、中山間地の茶園については地理的、地形的な制約があり流動化は非常に難しい問題である。基盤整備等や機械化など労働条件を改善する施策を展開することで解決への道を探ることになる。

また、地域の担い手である認定農業者の経営も、ますます企業的なものへと移り変わってきており、こうした農家を中心として地域の優良農地の集積を図っていく必要がある。

3 藤枝市における今後の農業の基本的な方向

(1) 農業振興の基本的な考え方

未来を拓く農業が発展するまち

今後の方向としては、第 5 次藤枝市総合計画に示した効率的で生産性の高い農業を推進していくために、経営感覚に優れた意欲のある認定農業者・認定新規就農者（青年等就農計画が認定された者）等の担い手の育成をとおして、高生産、高収益農業をめざすとともに、近年の食に対する安全、安心などの関心の高まりや自然環境への負荷の軽減に配慮した農産物の生産を求められるなど消費者の意識に適応した付加価値の高い農産物の生産割合を高めることを推進する。

また、農村集落の生活環境の充実を図り、中山間地域の交流施設等の活用により都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を導くことに取り組む。

そのために本市では

● **生産性の高い農業の振興**

農業経営の体質を強化するため、基幹となる農業生産の集約化を推進するとともに、6次産業化等により、農産物の高付加価値化を図り、安定した収入の確保や耕作放棄地対策として、新たな作物の普及を進めます。また、地域ブランドを高め、地域ならではの特産農産物の産地化を図ります、

● **経営力の強い担い手の育成**

認定農業者を育成し、農業経営力を強化するとともに、農業ワンストップ支援窓口において、新規就農相談や営農アドバイスをを行い農業振興を推進します。

● **農業生産基盤の整備と活用**

農道・用排水路の整備促進、国・県営の基幹用水の整備、優良ほ場の整備を推進し、農村の持つ多面的機能を地域住民とともに保全する活動などを支援します。

● **農地の効率的利用の促進**

効率的な農業生産環境創出のため、優良農地の保全を進め、意欲ある農家へ農地を集積し、生産性の向上を図るとともに、耕作が放棄された土地の有効利用を検討する。

● **美しい地域環境の保全**

緑化推進や地域と共同し、美しい農村景観の創出を図り、農村環境保全のため、都市と農村の交流の活性化に向けた取り組みを支援します。

の5つの施策を柱に、農地流動化による経営規模拡大や農作業の効率化、土地基盤整備による優良農地の確保などに努めるとともに、認定農業者・認定新規就農者等の担い手の育成を積極的に推進し、高品質で生産性の高い持続的な農業の確立をめざしていく。この場合、地域において農業を基幹的に担っていく経営のみならず、小規模兼業農家や高齢農家まで含めて、これらが適切な役割分担のもとに地域農業が持続される体制づくりをめざす。

(2) 解決すべき基本的な課題

このような考え方のもとに、つぎのような事項を重点的に推進し農業の展開を図る。

- ①山間地域の茶園については、国や県の補助制度を活用しながら生産基盤整備を進め、優良農地の確保や農地集積を図る。また、ほ場整備や新品種への改植をすることで品質向上を目指し、藤枝かおり・玉露・碾茶など消費者ニーズに応える個性あるお茶の高品質化と生産性を高め産地ブランドの確立を図る。

協同茶工場については、組合員の高齢化や減少により、運営が厳しくなってきたことを踏まえ、地域の実情に沿った組織の再編を推進し、低コスト・省力生産につなげる。更に、環境保全型農業を推進するため、減農薬、適期施肥等の環境に配慮した農業を推進する。

- ②丘陵部の柑橘園については、高品質ミカンの栽培を推進するため、優良品種への更新、新技術の普及を図るとともに、基盤整備や管理機械の導入・活用等により、低コスト、省力生産の推進を図る。

- ③平坦部農地については、農地流動化や農作業受委託の共同化の促進と農地の有効活用を図るとともに、認定農業者・認定新規就農者や農作業受委託組織に農地集積をさせ、経営規模を拡大することで経営の安定を図る。また、高品質米の生産普及、転作田を活用した小麦・大豆などの地域振興作物や補完作物の積極的導入などの推進を図るとともに、施設花き、施設野菜については、一層の生産性の向上、高品質化をめざし、先端技術を応用した農業近代化施設の導入や新技術の普及を積極的に推進する。

- ④農用地の有効活用や担い手を育成するためには、農地の集積を図っていく必要があるが、個別相対での農地の利用権設定や作業受委託だけでは限界があり、集落や地区を対象とした営農集落的組織の支援を行う必要がある。農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地に区分し、農業上の利用を図る農地については農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者・認定新規就農者等への利用集積を図るなど、積極的に農地の有効活用に努める。それ以外の農地については、市民農園、体験農園、景観形成作物の作付けなどに活用していく。これらを実施するにあたり藤枝市地域農業再生協議会の構成団体が相互協力した支援体制を強化する。
- ⑤効率的かつ安定的な経営体の育成にあたっては、認定農業者・認定新規就農者等への支援制度の活用を促し、経営規模の拡大、資本装備の充実、情報化時代に対応した経営の高度化等を積極的に図る。また、これらの経営体の熟度に応じて、法人化、雇用による労働力の確保、独自の経営戦略に基づくサービスや商品の提供を行うビジネス経営体への誘導を図っていく。
- ⑥藤枝市認定農業者協会の育成と活動強化を図り、創造性豊かな次代の農業の担い手確保に努めるとともに、更なる経営規模の拡大をめざす会員には法人化への誘導を行う。認定新規就農者の支援、育成については、藤枝市農業経営改善支援センターの構成員が連携して取り組み、制度資金の活用を促していく。
- ⑦中山間地域においては、中山間地域活性化基本計画に基づき、活性化事業の推進や交流施設の活用などにより、都市と農村の交流、人と人の交流を促進することで地域の活性化を図るとともに、農業生産の向上と農村、集落の生活環境の充実をめざし農業集落排水事業を推進する。また、中山間地域等直接支払交付事業を推進して、優良農地の保全を図る。
- ⑧自然などの豊かな地域資源と特性を生かし、農地の持つ多面的機能や農業への理解を深めるため、体験農園や観光農園などによる都市と農村の交流を促進する。また、それら施設と地域が連携した農業イベントや朝市などを推進することにより地域活性化を図る。

4 農業経営の目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

本市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、藤枝市及びその周辺市町に現に成立している優良な経営の事例を考慮して、農業経営の安定と発展をめざし農業を主業とする農業経営体が、地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

年間総労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間

年間農業所得：1経営体当たり700万円程度

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就農者など新たに農業経営を営もうとする青年等について、農業経営開始から5年後の目標を明らかにし、青年等就農計画の認定制度及び認定新規就農者への支援制度の活用など、相談から就農まで総合的に支援し、地域における新たな担い手となる青年等の確保・育成を図る。

年間総労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間 年間農業所得：1経営体当たり300万円程度

5 農業経営基盤強化のための方策

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者並びに農業関係団体が地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力がある農業者が農業経営の発展をめざすにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の事業を総合的に実施する。

(1) 連携及び指導の体制

まず、本市及び農業協同組合、農業委員会、農林事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として藤枝市地域農業再生協議会を設置することにより、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを行う。更に、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって認定農業者制度やそれにともなう資金制度及び経営改善のポイントについて助言し、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、認定新規就農者については、青年等就農計画の認定制度及び認定新規就農者への支援制度の活用を促す。

その他、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導を藤枝市農業経営改善支援センターの関係者が連携のもとに重点的に行う。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等が利用する農用地の面的集積についての方法

農地中間管理事業等の実施を促し、効率的かつ安定的な農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等における経営農地の面的集積の割合を高めるように努めるものとする。

また、藤枝市農地流動化奨励金・助成金等により農地の流動化及び集積化を助長する。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努めるとともに、農用地の集積を図る。

農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の推進を図る農地については、認定農業者・認定新規就農者等への利用集積を図るなど、積極的に農地の有効活用に努める。

(3) 先進的な経営体の方向

本市の農業の体質を強化するためには、企業的な感覚をもって、意欲的な経営を行う認定農業者・認定新規就農者や集落営農組織などの先進的な経営体を地域の担い手として育成し、それを活かす仕組みを作り上げることが重要である。すなわち、そのような企業的な農業経営体が主体となって、周辺農家とともに共存システムを作り出し、集落内での合意形成や土地利用

調整等を通じて、地域の営農改善を進めるよう、本市及び関係機関からなる濃密な指導体制により指導・助言を行っていく。

(4) 先進的な経営体と周辺農家の位置と扱い

高齢農家や兼業農家においては、地域農業、地域づくりの重要な担い手として位置づけ、能力に応じて生産組織の構成員や雇用労働力、経営体として確保し、生産の一翼を担うことができるように誘導する。

更に、女性の主導的な役割の増大に対応し、農業に関する知識や技術の習得を図り、産地づくりやむらづくりを進める人材を育成する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他自給的農家等にも諸政策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求め、前述のような先進的な経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう努める。

(5) 認定農業者制度の活用方法

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、藤枝市地域農業再生協議会が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

第2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の4の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (共司)	〈作付面積等〉 茶=330a	〈資本装備〉 ・小型乗用摘採機一式 ・せん枝機、深耕機、中耕機 ・肥料散布機、防霜ファン他 〈その他〉 ・独自の品種組合によるブランド化 ・品種の組合せによる摘採期の分散	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
てん茶	〈作付面積等〉 茶=150a	〈資本装備〉 ・可搬式摘採機 ・動力噴霧器 整枝・せん枝機 ・被覆資材 150a 分 〈その他〉 ・共同製茶工場組合員 ・町内から買葉を実施 (稼動日数延長による経費削減) ・茶師代金・配当金を収入とする	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・工場での製造労力雇用の確保 ・摘採は組合員共同で実施 ・農繁期を除く休日制の導入
茶 (自園自製)	〈作付面積等〉 茶=270a	〈資本装備〉 ・製茶機械 (60K1.5 ライン) ・製茶工場 (453 m ²) ・可搬式摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン他 〈その他〉 ・生葉生産農家との連携 ・茶商と連携した製品の製造 ・品種組合せによる摘採期の分散、加工法の開発	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶 (自園自製 自販)	〈作付面積等〉 茶=220a	〈資本装備〉 ・製茶機械 (60K1 ライン) ・製茶工場 (453 m ²) ・可搬式摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン 〈その他〉 ・独自の品種組合せによるブランド化 ・加工、仕上げ方法の改善による高品質茶づくり	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 (自園自製) + 買葉	〈作付面積等〉 茶=200a 買葉=350a 〈経営面積〉 550a	〈資本装備〉 ・製茶機械 (60K1.5ライン) ・製茶工場 (453 m ²) ・可搬式摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン他 〈その他〉 ・生葉生産農家との連携 ・茶商と連携した製品の製造 ・品種組合せによる摘採期の分散、加工法の開発	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶 (共同) + レタス + 水稲	〈作付面積等〉 茶 =150a レタス=80a 水稲 =40a 〈経営面積〉 230a	〈資本装備〉 ・可搬式摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン ・トラクター (20ps) ・マルチャー、動力噴霧機 ・レタス自動包装机 (400個/時) 他 〈その他〉 ・水稲の早期栽培	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶(被覆茶) + レタス + 水稲	〈作付面積等〉 茶=100a レタス=120a 水稲=170a 〈経営面積〉 390a	〈資本整備〉 ・可搬型摘採機 動力噴霧器 ・動力噴霧器 マルチャー (6ps) ・トラクター (12ps) ・コンバイン (2条) ・循環型乾燥機 (24石) 育苗ハウス ・レタス梱包機 (400個/時) 〈その他〉 ・レタスは臨時雇用を導入 ・茶は共同製茶工場参加 ・水稲は3名による共同 (500a)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・農繁期の臨時雇用の確保 ・農繁期を除く休日制の導入
茶 (共同) + イチゴ	〈作付面積等〉 茶 =150a イチゴ=20a 〈経営面積〉 170a	〈資本装備〉 ・可搬式摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン ・ビニールハウス 2,000 m ² ・作業舎、予冷庫他 〈その他〉 ・イチゴは高冷地育苗及びピット育苗 ・大果性品種及び摘果による大果生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶 (共同) + 青島ミカン	〈作付面積等〉 茶 =150a 青島ミカン=100a 〈経営面積〉 250a	〈資本装備〉 ・可搬式摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン、貯蔵庫 52 m ² ・小型他目的管理機他 〈その他〉 ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 ＋ 露地みかん ＋ タケノコ	<p><作付面積等> 茶＝100a 青島温州＝100a タケノコ＝50a</p> <p><経営面積> 250a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式摘採機 動力噴霧器 ・動力噴霧器 整枝・せん枝機 ・薬剤用貯水槽 モノレール ・薬剤用調合槽 冷蔵庫 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶は共同製茶工場参加 ・各作目の規模拡大が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せ確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場での製造労力雇用者の確保 ・摘採は共同作業 ・休日制の導入
茶（共同） ＋ 原木シイタケ	<p><作付面積等> 茶＝200a シイタケ＝7,000本</p> <p><経営面積> 220a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン ・ビニールハウス ・電動クレーン他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シイタケ4.9万パック 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶（共同） ＋ 菌床シイタケ	<p><作付面積等> 玉露茶＝20a かぶせ茶＝100a 菌床シイタケ 25,000玉</p>	<p><資本整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機 ・動力噴霧器 整枝・せん枝機 ・棚施設 20a 被覆資材 100a分 ・パイプハウス（330㎡） <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉露は適正管理ができる面積 ・かぶせ茶園の確保 ・数名による製茶機械共有 ・菌床発生量 3.5パック／玉 ・菌床は地域生産者から購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せ確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・摘採雇用の確保 ・休日制の導入
茶（共同） ＋ 水稻 ＋ 水稻作業受託	<p><作付面積等> 茶＝100a 水稻＝300a 作業受託＝700a</p> <p><経営面積> 1,100a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン ・トラクター（24ps） ・田植機（4条） ・コンバイン（3条） ・乾燥機（24石×2台）他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種組合せによる摘採期の分散及び作期分散 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ミカン + ハウスミカン	〈作付面積等〉 ミカン=100a ハウスミカン =30a 〈経営面積〉 130a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス施設一式 (3,000 m ²) ・小型他目的管理機 ・運搬機 ・貯蔵庫 (40 m ²) 〈その他〉 ・ハウスの作型分散 (加温期3タイプ) ・温度・水管理の自動化 ・園内道の整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
露地みかん	〈作付面積等〉 青島温州=200a	〈資本装備〉 ・薬剤用貯水槽 モノレール ・薬剤用調合槽 動力噴霧器 ・薬剤用配管施設・貯蔵庫 〈その他〉 ・園内道等生産基盤の整備 ・優良農地の確保に向けた組織化 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・農繁期の臨時雇用の確保 ・農繁期を除く休日制の導入
バラ	〈作付面積等〉 バラ=30a	〈資本装備〉 ・硬質プラスチックハウス (3,000 m ²) ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・暖房機 ・無人防除施設 ・冷蔵庫他 〈その他〉 ・周年切り栽培 (9~6月)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化の推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保
キク	〈作付面積等〉 キク=135a (45a×平均作付3) 〈経営面積〉 45a	〈資本装備〉 ・硬質プラスチックハウス (4,500 m ²) ・暖房機、無人防除施設 ・蒸気消毒機 ・複合環境制御装置一式 ・定植機、選花機 ・冷蔵庫他 〈その他〉 ・育苗部門の分離 (全量発根苗購入) ・周年出荷体系	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化の推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
トマト	〈作付面積等〉 トマト=35a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス (3,500 m ²) ・養液栽培システム一式 ・内部被覆装置、温風暖房機 〈その他〉 ・養液栽培による長段取り ・交配用ハチの利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用の確保
ミツバ	〈作付面積等〉 ミツバ=285a (30a×9.5作) 〈経営面積〉 30a	〈資本装備〉 ・鉄骨ビニールハウス等 (3,000 m ²) ・複合環境制御装置一式 ・高床固定式養液栽培プラント ・下葉取り機、包装機 ・暖房機 ・炭酸ガス発生装置他 〈その他〉 ・雇用導入、調整作業 50%外注を前提とした企業的な個別経営 ・遮光、遮熱、保加温、炭酸ガス使用による生育促進 (9.5作/年)	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
トマト + 水稲 + 水稲作業受託	〈作付面積等〉 トマト=20a 水稲=200a 作業受託=700a 〈経営面積〉 920a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス (3,000 m ²) ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・内部被覆装置、温風暖房機 ・トラクター (24ps) ・田植機 ・コンバイン他 〈その他〉 ・養液栽培による長段取り ・交配用ハチの利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
水稲 + 麦 + 水稲作業受託	〈作付面積等〉 水稲=10ha 麦=7ha 作業受託=30ha 〈経営面積〉 47ha	〈資本装備〉 ・トラクター (55ps)、ロータリー (1.8m) ・高速側条施肥田植機 (6条) ・グレンタンク自脱コンバイン (5条) ・循環型乾燥機 (24石×4台) ・乗用防除機 ・作業場、乾燥調整施設 ・ドリルシーダー (30ps) 他 〈その他〉 ・水稲-小麦の2年1巡ブロックローテーション ・品種の組み合わせによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・基肥-発肥料の使用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 (乳欄肥育)	〈作付面積等〉 乳雄肥育牛＝ 常時 200 頭	〈資本装備〉 ・畜舎 1,500 m ² ・自動給餌装置 ・堆肥舎 ・飼育庫 ・シャベルローダー ・ダンプカー他 〈その他〉 ・日増体重を 1.1Kg 以上	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼育管理システムの確立	・休日制の導入 ・ヘルパー活用
肉牛 (肉専用種肥育)	〈作付面積等〉 肉専用種＝ 常時 180 頭	〈資本装備〉 ・畜舎 800 m ² ・堆肥舎 ・飼育庫 ・シャベルローダー ・ダンプカー他 〈その他〉 ・日増体重を 0.7Kg 以上	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼育管理システムの確立	・休日制の導入 ・ヘルパー活用

(組織経営体)

営農類型	経営規模	経営内容	経営管理の方法	農業従事の態様等
菌床 シイタケ	〈作付面積等〉 菌床シイタケ 120,000 玉 菌床販売 30,000 玉 主たる構成員 3人	〈資本装備〉 ・作業室 培養室 発生室 ・ミキサー コンベアー ・袋詰機自動包装機 ・棚 殺菌釜 ・パイプハウス (1,320 m ²) 〈その他〉 ・3名による農業法人 ・菌床製造からシイタケ栽培・販売までの協業 ・菌床を地域に販売 ・シイタケはバラ出荷 ・雇用者の管理・指導 ・規模拡大に向けた用地確保 ・シイタケの販路開拓 ・周年栽培技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・責任分担の明確化	・年間雇用者の確保 ・休日制の導入
茶	〈作付面積等〉 茶＝1,750a 主たる構成員10人	〈資本装備〉 ・小型乗用摘採機一式 ・防霜ファン ・製茶工場 750 m ² ・製茶機械 120K 1.5 ライン ・茶仕上加工施設、冷蔵庫他 〈その他〉 ・独自の品種組合せによるブランド化 ・加工、仕上方法の改善による高品質茶づくり	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場の管理システムも確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

第3. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4の(2)の目標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
レタス + 枝豆	〈作付面積等〉 レタス=100a 枝豆=100a 〈経営面積〉 200 a	〈資本装備〉 ・トラクター及びアタッチメント一式 (50ps) ・トラック ・動力噴霧機 ・レタス梱包機	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立	・農繁期の臨時雇用の確保 ・農繁期を除く休日制の導入
イチゴ	〈作付面積〉 イチゴ=20 a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 20 a ・高設栽培システム ・苗場ベンチ資材 ・炭酸ガス発生機 ・冷蔵庫	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用の確保
トマト	〈作付面積等〉 トマト=16a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス (16a) ・高設栽培システム ・冷蔵庫	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用の確保

第4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
44.2%	

○農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施を促し、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の面的集積の割合を高めるよう努める。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業や野菜や花卉などの施設栽培が盛んであり、認定農業者・認定新規就農者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地が比較的分散傾向にあり農作業の効率化が図られず、高齢化等により耕作を放棄する圃場が徐々に出てきており、担い手への利用集積が追いつかず耕作放棄地の増加が懸念される。

また、本市の山間部では、茶やみかんなどが生産されているが、急傾斜地で小規模に分散しているところが多く機械化が難しいことから、担い手への農地の利用集積は進まず規模拡大につながっていない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が更に出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらのものへの農地の利用集積を推進するため、農地中間管理事業等の実施を促し、経営農地の面的集積が高まるように努める。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、中間管理機構、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は静岡県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を各地域の特性を踏まえて行うものとする。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人または農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人に

あたっては、(ア)、(イ) 及び(オ)に掲げる要件のすべて) を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものであること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(イ)までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移転適正化あつせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の第31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項)、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農業生産法人による利用権の設定等を行うため、農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農業生産法人の経営の育成に資するようになるものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受けるものが利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の作成時期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定める旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部、その地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農地利利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農地利利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による農地利利用集積円滑化団体、農地利利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農地利利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農地利利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農地利利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農地利利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転をうける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係わる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号、以下、「規則」という。）第 16 条の 2 各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告したときは、その公告に係わる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係わる土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用

地利用集積計画の定めによるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市は③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理機構が行う事業に関する事項

(1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構として指定を受

けた公益法人静岡県農業振興公社との連携を下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理機構が行う農

地の借り受け・貸付け・農地集積や基盤整備等の条件整備、農地の管理等の業務を行う農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、本市の全域又は一部を区域として農用地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域に関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農

地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の

当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、藤枝市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からの適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 本市は、水田農業構造改革対策、藤枝市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みにより、水稲作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。特に大洲地区で（農）グリーンファーマーズ藤枝が行っているような面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

イ. 本市は、地域用水機能増進事業、土地改良事業、農免農道整備事業、中山間地域総合整備事業等により、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での生産基盤及び農村の環境を総合的に整備していくものとする。

ウ. 本市は、藤枝市地域農業振興協議会が行う事業の推進を図り、自主的できめの細かい農業の振興と個性豊かな地域づくりを助長する。

エ. 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、藤枝市地域農業再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者など就農希望者を幅広く捉え、就農に関する情報を発信し、就農までの相談支援を進めることにより、地域における新たな担い手として育成していく。

第6. 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては、認定農業者・認定新規就農者等への農地の利用集積が進んできているが、経営の農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は本市全域とする。ただし、市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域で同法第 23 条第 1 項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。
- ② なお、本市を複数に区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を実施の単位とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容
農地利用集積円滑化事業規定には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。
 - ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）
 - イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
 - ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
 - ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
 - ④ 事業実施地域に関する事項
 - ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
 - ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地利用集積円滑化事業規定の承認
 - ① 法第 4 条第 3 項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第 12 条の 10 に基づき、本市に農地利用集積円滑化事業規定の承認申請を行い、本市から承認を得るものとする。
 - ② 本市は、申請された農地利用集積円滑化事業規定の内容が、次に掲げる要件に該当するも

のであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が当該認定にかかる農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、本市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 本市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規定について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 本市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本市の広報等への記載により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規定の変更の承認について準用する。

⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規定の取消し等

① 本市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 本市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 本市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 本市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を本市の広報等への記

載により公告する。

(4) 本市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規定を定めるものとする。

① 本市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規定を定め、2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 本市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規定を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規定を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規定は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 本市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規定を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 本市は農地利用集積円滑化事業規定を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規定で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本市の公報等への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規定の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から農用地等の所有者は、委任契約にかかる土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

- (7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。
 - ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。
- (8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項
- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の現地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
 - ② 研修の実施機関は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね 5 年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
 - ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農林事務所、静岡県農業大学校、静岡県農業会議、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- (9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- 農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農林事務所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。
- (10) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携
- 農用地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものであるため、農用地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構は相互の密接な連携の下に、これら事業を行うものとする。

第 7. その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成 7 年 4 月 24 日から施行する。
2. この基本構想は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
3. この基本構想は、平成 18 年 6 月 2 日から施行する。
4. この基本構想は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。
5. この基本構想は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。

別紙1 (第4の1(1)⑤関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合をのぞく。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は 3 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第 52 の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知) 第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はそのときにおける当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）

の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

Ⅳ. 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

農用地の利用に占める面積のシェアの目標 算出基礎

藤枝市

認定農業者	必要面積①	1,062	ha
認定新規就農者	必要面積②	21	ha
その他担い手 ※3	必要面積③	190	ha
合計		1,273	ha
分母となる値(耕地面積)④		2,880	ha
シェアの目標(①+②+③)／④		44	%

①効率的かつ安定的な農業経営の目標

番号	営農類型	経営規模 (ha、頭、羽)	必要面積 (ha) A ※1	育成目標数 (経営体) B	必要面積 (ha) A×B
1	茶(共同)	3.3(ha)	3.30	20	66.00
2	てん茶	1.5(ha)	1.50	40	60.00
3	茶(自園自製)	2.7(ha)	2.70	5	13.50
4	茶(自園自製自販)	2.2(ha)	2.20	15	33.00
5	茶(自園自製)+買葉	2+3.5(ha)	5.50	9	49.50
6	茶(共同)+レタス+水稲	1.5+0.8(ha)	2.30	25	57.50
7	茶(被覆茶)+レタス+水稲	1+1.2+1.7(ha)	3.90	7	27.30
8	茶(共同)+イチゴ	1.5+0.2(ha)	1.70	14	23.80
9	茶(共同)+青島ミカン	1.5+1.0(ha)	2.50	9	22.50
10	茶+露地みかん+タケノコ	1.0+1.0+0.5(ha)	2.50	4	10.00
11	茶(共同)+原木シイタケ	2.0+0.2(ha)	2.20	12	26.40
12	茶(共同)+菌床シイタケ	0.2+1.0+0.03(ha)	1.23	7	8.61
13	茶(共同)+水稲+水稲作業受託	1.0+3.0+7.0(ha)	11.00	6	66.00
14	ミカン+ハウスミカン	1.0+0.3(ha)	1.30	6	7.80
15	露地みかん	2(ha)	2.00	6	12.00
16	いちご	0.27(ha)	0.27	1	0.27
17	バラ	0.3(ha)	0.30	15	4.50

18	キク	0.45 (ha)	0.45	7	3.15
19	オレンジーム	0.25 (ha)	0.25	1	0.25
20	トルコギキョウ	0.55 (ha)	0.55	1	0.55
21	トマト	0.35 (ha)	0.35	20	7.00
22	ミツバ	0.3 (ha)	0.30	4	1.20
23	ほうれん草	0.5 (ha)	0.50	1	0.50
24	トマト+水稲+水稲作業受託	0.2+2+7 (ha)	9.20	6	55.20
25	水稲+麦+水稲作業受託	10+7+30 (ha)	47.00	10	470.00
26	肉牛(乳雄肥育)	200(頭)		1	0.00
27	肉牛(肉専用種肥育)	180(頭)		1	0.00
28	種鶏	0.45 (ha)	0.45	1	0.45
29	経営組織体 茶	17.50 (ha)	17.50	2	35.00
合計				256	1,061.98

①

②新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

番号	営農類型	経営規模 (ha、頭、羽)	必要面積 (ha) A ※2	育成目標数 (経営体) B	必要面積 (ha) A×B
1	レタス+枝豆	1+1 (ha)	2	9	18
2	イチゴ	0.2 (ha)	0.2	9	1.8
3	トマト	0.16 (ha)	0.16	9	1.44
合計				27	21

②

【特記事項】

--

- ※1 営農類型の目標数値でなく、ビジネス経営体を含む認定農業者の平均的な数値とします
- ※2 営農類型の目標数値とします
- ※3 その他の担い手は、基本構想の目標所得以上の農業者で認定農業者でない人、農業生産法人、利用権設定の受け手など

年間農業所得目標及び年間総労働時間の考え方

1. 年間農業所得目標

(1) 所得目標

1 経営体あたり 700 万円程度・・・2 人（夫婦又は経営主＋後継者の所得）
（単位：千円）

項目	合計	男	女	備考
生涯賃金	285,953	163,785	122,168	45 年間
退職金	17,680	9,577	8,103	定年退職
合計	303,633	173,362	130,271	他産業生涯所得
年間所得	6,756	304,000/45 年		

資料 平成 20 年度賃金・労働時間等実態調査報告書
規模別の職種別・男女別平均賃金、モデル退職金より抜粋

(2) 主たる従事者の所得目標 400 万円程度

2. 労働時間目標 1,800～2,000 時間（主たる従事者 1 人あたり）

項目	所定労働時間	備考
全業種の平均	2,023	(365 日-105 日) ×7 時間 47 分
金融業	1,879	(365 日-121 日) ×7 時間 42 分

資料 平成 20 年度賃金・労働時間等実態調査報告書
1 日の所定労働時間、年間休日総数より抜粋

青年等が目標とすべき所得及び総労働時間の水準の算出基礎

1 年間所得

「300 万円程度」（農業経営開始後 5 年後における目標）

- ・農業へ従事して 5 年後に他産業従業者と遜色のない所得を実現するため、統計調査結果に基づき算出した。
- ・県内の新規参入者の労働力は、本人のみに加え、夫婦、本人と雇用で経営している場合などがあるが、目標は経営者本人（1 人）の所得とした。
- ・直近（H24）の統計数値を用い、市内地域の新規就農状況を勘案しながら、勤続 5 年後の給与を推定し、目標の参考とした。

表 平成 24 年分民間給与実態統計調査（国税庁）

勤続年数	平均給与	
1～4 年	2 4 6 万円	→ 5 年後の推定値は 2 9 7 万円
5～9 年	3 1 7 万円	
10～14 年	3 3 0 万円	
15～19 年	3 5 5 万円	

（企業規模：個人、性別：男、通勤手当等は含まず）

2 年間労働時間

目標「1,800～2,000 時間」（農業経営開始後 5 年後における目標）

- ・直近（H24）の統計数値を用い、他産業従事者と均衡する年間労働時間を目標の参考とした。
- ・年間所定労働時間は、調査産業の 93%、製造業の 97%が 1800 時間から 2000 時間であった。

表 平成 24 年賃金事情等総合調査（中央労働委員会）

区分	集計数	1,800 時間 未満	1,800 時間 以上 1,850 時間未満	1,850 時間 以上 1,900 時間未満	1,900 時間 以上 1,950 時間未満	1,950 時間 以上 2,000 時間未満	2,000 時間 以上
調査産業計	1 7 4	4.6%	17.2%	40.8%	22.4%	12.1%	2.9%
製造業	1 1 4	1.8%	14.0%	42.1%	28.9%	12.3%	0.9%

（年間所定労働時間分布、交代なき勤務）